

重要事項説明書（居宅介護支援事業）

あなたに対する居宅介護支援事業の提供開始にあたり、厚生省令第38号第4条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 当事業所経営法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 七恵会
法人所在地	〒435-0057 静岡県浜松市中央区中田町584
代表者氏名	理事長 増田 公基
電話番号	053-411-0011
設立年月日	平成9年7月30日

2 当事業所の概要

事業所の名称	ケアプランセンター浜松中央長上苑
指定番号	浜松市指定 第2277205056号
所在地	静岡県浜松市中央区中島二丁目7番1号
電話番号	053-545-5888
通常の事業の実施地域	浜松市中央区・南・西・東（和田/蒲地区）とする

3 事業の目的

当事業は、介護保険法令に従い、利用される方が、保健、医療、福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者ご本人又はご家族等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成します。

4 当事業所の職員体制及び業務内容

職 種	資格等	員数	業務内容
管理者	主任介護支援専門員	1	管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
介護支援専門員	介護支援専門員	2人以上	①市町村の委託を受けて行う訪問調査 ②要介護認定のための申請代行 ③居宅サービス計画の作成 ④サービス事業者との連絡調整 ⑤医療機関等との連携 ⑥障害福祉制度の相談支援専門員との連携 ⑦介護保険施設の紹介 ⑧その他必要な援助

5 営業時間

営業日	月曜日～金曜日。ただし、12月29日～1月3日までを除く。
営業時間	8:30～17:30

連絡先	電話相談は、下記番号にて24時間対応しています。 053-545-5888（夜間は携帯電話へ転送されます）
-----	--

6 利用料

要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

但し、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1月あたり下記の金額をいただき、当事業所よりサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日市町村役場に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

利用料金	担当件数が40件未満の場合	1ヵ月あたり
	要介護1・2	10,985円
	要介護3・4・5	14,273円
	担当件数が40～60件未満の場合（40以上60未満の該当者のみ）	
	要介護1・2	5,503円
	要介護3・4・5	7,126円
利用料金	担当件数が60件以上の場合（60以上の該当者のみ）	
	要介護1・2	3,297円
	要介護3・4・5	4,267円

上記に加え下記が必要に応じて加算されます。

加算項目	1か月あたり
特定事業所加算（Ⅲ）	3,297円
初回加算	3,063円
通院時情報連携加算	510円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,042円
入院時情報提供加算（Ⅱ）	1,021円
退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,594円
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,126円
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,126円
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	7,657円
退院・退所加算（Ⅲ）	9,189円
ターミナルケアマネジメント加算	4,084円
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,042円

7 交通費実費

利用者の居宅が、当該事業所の通常の事業実施地域以外にある場合は、交通費として、通常のサービス実施地域を越えた距離1kmあたり30円をいただきます。（往復）

8 苦情申し立て窓口

苦情相談窓口	担当者 河島 範子 電話番号 053-545-5888 FAX 053-411-5522
--------	--

この他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口で苦情を申し立てることができます。

浜松市中央区長寿保険課	浜松市中央区元城町103番地の2 電話053-457-2324
静岡県福祉サービス運営 適正化委員会	静岡市葵区城内町1番1号（静岡県社会福祉協議会） 電話054-653-0840
国民健康保険団体連合会	静岡市葵区春日2丁目4番34号 静岡県国民健康保険団体連合会（介護保険課） 電話054-253-5590（苦情専用） 午前9時00分から午後5時00分（平日のみ）